

大阪大学蛋白質研究所放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大学蛋白質研究所放射性同位元素実験室（以下「R I 実験室」という。）における放射性同位元素（以下「R I」という。）及びR Iによって汚染されたもの（以下「R I 等」という。）の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(放射線障害の防止に関する組織及び職務)

第2条 大阪大学蛋白質研究所（以下「本研究所」という。）における放射線障害の防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

第3条 大阪大学蛋白質研究所長（以下、「所長」という。）は、本研究所に放射線安全委員会を置き、放射性同位元素等の安全管理及び放射線障害の防止に関する必要な事項を審議する。その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等は蛋白質研究所放射線安全委員会内規（以下「安全委員会内規」という。）で規定する。

第4条 所長は、R I 実験室における放射線施設責任者として、放射線障害の防止に関する業務を統括する。

2 所長は、前項の職務を遂行するに当たっては、次条の規定により置かれる放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。

(放射線取扱主任者)

第5条 総長（法人の代表者である学長をいう。）は、放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、主任者を本研究所職員で第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から選任する。

2 総長は主任者の選任又は解任を所長に専決させるものとする。

3 所長は前第1項及び第2項に掲げる選任又は解任を行った場合は、速やかに総長に届け出なければならない。

第6条 主任者は、前条第1項の職務を行うため、次の各号に掲げる実務に当たる。

- (1) 予防規程の改正等への参画
- (2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (3) 立入検査等の立会い
- (4) 所長に対する意見の具申
- (5) 放射線安全委員会の開催の要求
- (6) 使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査
- (7) 関係者に対する関係法令、予防規程の遵守のための指示
- (8) 教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示
- (9) 放射線業務従事者の従事者管理監査
- (10) 危険時等の対策及び措置
- (11) その他放射線障害防止に関する必要事項

2 所長は法第36条の2の規定に基づき、主任者に選任後1年以内（選任前1年以内に受講していた者は、その受講の翌年度の開始日から3年以内）、その後は翌年度の開始日か

ら3年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の代理者及び放射線取扱主任者補佐)

第7条 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことが出来ないときは、その期間中職務を代行させるため、主任者の代理者を置く。

2 代理の期間が30日以上の主任者の代理の選任または解任は、第5条の規定を準用する。

その2 代理の期間が30日未満の場合は、本研究所職員で第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から所長が任命する。これを解任するときも、同様とする。

3 主任者の代理者は、第6条に掲げる実務を代理する。

4 主任者を補佐させるため、必要に応じて放射線取扱主任者補佐（以下「主任者補佐」という。）を置き、所長が委嘱する。

5 主任者補佐は、次の各号に掲げる実務を補佐する。

- (1) 法令に基づく申請、届出及び報告、審査
- (2) 使用状況等並びに放射線施設及び帳簿書類等の監査
- (3) 関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示
- (4) 危険時等の対策及び措置

(管理室)

第8条 放射線施設の維持、管理並びにRI等を安全管理し、放射線障害の発生を防止するため、RI実験室に管理室を置く。

(登録)

第9条 RI実験室において、RI等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録されなければならない。

2 前項の規定により登録された者以外の者は、管理区域に立ち入って放射線業務に従事してはならない。ただし、管理区域に、主任者又は主任者補佐（以下「主任者等」という。）の許可を受けて一時的に立ち入る者はこの限りでない。

(遵守等の義務)

第10条 放射線業務従事者及び管理区域に立ち入る者は、この規程を遵守するとともに、主任者等が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。

2 管理区域に一時的に立ち入る者は、主任者等の許可を得なければならない。

3 立入者は、管理区域への立ち入りに際し、個人被ばく線量測定のため、大阪大学蛋白質研究所放射性同位元素実験室測定記録要項（以下「測定記録要項」という。）に規定された放射線測定器を着用すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でない者（以下「一時立入者」という。）にあっては、外部被ばく及び内部被ばくの実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。

(RI実験室の維持及び管理並びに点検)

- 第11条 RI実験室及び排水排気設備は、放射線安全委員会委員長を管理責任者とする。
- 第12条 管理責任者は、RI実験室を法令に定める技術上の基準に適合させるため、6月の期間ごとを標準に大阪大学蛋白質研究所放射性同位元素実験室施設点検記録（以下「施設点検記録」という。）に従い点検を行い、その結果を記録しなければならない。
- 2 前項の点検により異常を認めたときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を主任者及び所長に報告しなければならない。なお、必要に応じて作業計画書の作成等を行い、所長及び主任者の事前確認を取ること。
 - 3 管理責任者は、年度毎に放射線管理状況報告書を作成し、所定の期日までに主任者を通じて、所長に提出しなければならない。
 - 4 所長は、前項の放射線管理状況報告書を受理したときは、所定の期日までに総長を通じて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 5 管理責任者は、貯蔵室、廃棄物保管庫及び管理区域の外に通じる扉を施錠しなければならない。

（使用）

第13条 RIを使用するときは、次の各号に定める事項を遵守するほか、主任者等の指示に従わなければならない。

- (1) RIの使用に当たっては安全委員会内規で規定された者を使用責任者とする。使用責任者は放射線業務従事者に適切な指示を与えること。
- (2) RIは、定められた使用場所においてのみ使用すること。
- (3) 使用の目的に応じて放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用し、さらに、これに適した種類及び性状のRIを選ぶこと。
- (4) 気体状のRIを使用しないこと。
- (5) RIを使用するときは、大阪大学蛋白質研究所放射性同位元素実験室利用案内（以下、「利用案内」という。）記載の方法に従い、帳簿に必要事項を記入すること。また、各核種について承認された一日最大使用数量を超えて使用しないこと。

第14条 RIによる汚染及び汚染の拡がりを防止するため、次の各号に定める事項を遵守するほか、主任者等の指示に従わなければならない。

- (1) RI実験室の整理及び清掃を行い、必要以上の機械器具類は持ち込まないこと。
- (2) RI実験室内では、専用の履物及び作業衣を使用すること。
- (3) RIを取り扱うときは、手袋、マスク、眼鏡等の使用によりできる限り、人体への汚染を防止すること。
- (4) RIを使用するときは、実験台にビニールシート、ポリエチレンろ紙等の適当な表面材料を敷くこと。
- (5) RIを含む気体、粉塵等を飛散させるおそれのある作業は、グローブボックスまたはドラフト内部で換気装置を働かせて行うこと。
- (6) 液体状のRIをピペット等で吸い上げる場合は、口で吸い上げないこと。
- (7) 固体上のRI等を取り扱う場合は、ピンセット、鉗子等の適当な器具を用いること。
- (8) γ線放射体及び200keV以上のβ線放射体を取扱うときは、遮蔽物を使用すること。
- (9) 多量のRIの飛散又は広範囲の汚染に気づいたときは、直ちに主任者及び管理責

任者に通報し、応急の措置をとること。

- (10) R I 実験室から器具等を持ち出すときは、その器具等の表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。
- (11) R I 実験室から退出するときは、身体各部、衣服履物等の汚染の有無を検査し、汚染があった場合は除去すること。
- (12) 汚染されたもの及び場所には、汚染除去作業が完了するまでの間、放射線汚染について表示すること。
- (13) 人体に表面汚染が認められたときは、速やかにそれぞれの物性、汚染部位に従って、汚染を除去すること。
- (14) 管理区域内では、飲食、喫煙等のR I を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。

(受け入れ、保管、運搬及び廃棄)

第15条 本研究所で使用するR I を購入する場合、又はR I 等並びに汚染物並びに放射性廃棄物を外部から搬入し、若しくは外部へ搬出する場合には、それぞれの種類、数量、年月日及び性状についてあらかじめ利用案内に記載の手続きにより主任者の承認を得なければならない。

2 本研究所で使用又は保管するR I は、すべて利用案内に記載の方法により登録されなければならない。

第16条 R I の保管は、次の各号に定める事項を遵守するほか、主任者等の指示に従わなければなければならない。

- (1) R I の保管に当たっては、安全委員会内規に定める者を保管責任者とし、すべて貯蔵室にて行うこと。
- (2) R I の保管に当たっては、その種類及び数量に応じて適当な容器に入れること。
- (3) R I の保管容器には、その内容物の種類、数量、保管責任者等を記載した標示を表面につけること。
- (4) R I の保管に際しては、利用案内に記載の方法に従い帳簿に必要事項を記入すること。

2 主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えてR I 等を保管しないように利用案内に記載の方法に従い監督しなければならない。

第17条 R I 等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。

2 前項の取扱いについては、安全委員会内規で定める者を作業ごとの取扱責任者とし、取扱責任者は、主任者の指導のもとに当該従事者に対し適切な指示を与えるものとする。

第18条 R I の廃棄物は、それぞれの形状及びその中に含まれているR I の種類、濃度等によって、利用案内に記載の方法及び次の各号に掲げる事項に従って廃棄物保管庫において保管廃棄しなければならない。ただし、主任者が放射線障害の発生するおそれがないと認めるときは、排水設備によって廃棄することができる。その場合、排水口における廃液中のR I の濃度は、濃度限度以下でなければならない。

2 廃棄にあたっては、利用案内に記載の方法により帳簿に必要事項を記入しなければならない。

3 廃棄物容器の管理は、主任者等の指示に従わなければならない。内容物については、主

任者の指示に従って、廃棄業者に引き渡すこととする。

(測定)

第19条 管理責任者は、放射線の量及びR Iによる汚染の状況の測定を、次の各号について、主任者等の助言のもとに、測定記録要項に規定された測定箇所及び方法で行い、記録するものとする。

(1) 放射線の量

(2) R I等による汚染の状況の測定

- 2 前項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後には1月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。ただし、排水設備のR I等による汚染の状況の測定については、排水のつど行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、汚染が生じたと考えられる場合には、そのつど測定する。
 - 4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。
 - 5 第1項の測定は、測定記録要項に定められた放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が放射線測定器によりがたい場合は、計算により行うことができる。
 - 6 第1項の測定により汚染が発見された場合、管理責任者が、当該実験室等を使用した使用責任者、当該保管場所の場合は保管責任者に伝え、当該責任者が除染を実施すること。除染の実施においては、必要に応じて当該責任者が除染計画を作成し、主任者の確認を取ること。
 - 7 所長は、測定記録要項に定めた放射線測定器について、校正、簡素化した校正、又は点検を測定記録要項に定めた期間毎に行い、その実施年月日、測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名又は名称を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。
- 第20条 所長は、管理区域に立ち入った者についての個人被ばく線量当量の測定を、大阪大学個人被ばく線量の測定要項に従い主任者の助言のもとに行わなければならない。
- 2 放射線業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することができない場合は、計算によって算出することとする。
 - 3 放射線測定器は、主任者の指示に従い、測定記録要項にて規定された者が測定するものとする。
 - 4 前項の測定結果は、大阪大学放射線総合管理システム（以下「総合管理システム」という。）を用いて所長が測定結果を永年保存する。また、所長は記録のつどその写しを本人に交付しなければならない。

(教育訓練)

第21条 所長は、放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前については、法令に定める項目及び大阪大学蛋白質研究所放射線業務従事者教育及び訓練実施要項（以下「教育訓練実施要項」という）に定める時間数の教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後又は取扱等業務開始後にあっては、翌年度の開始日から1年を超えない期間ごとに法令に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定める項目の一部又は全部について教育訓練実施要項に

定める十分な知識及び技能を有すると所長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

- 3 所長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して、教育訓練実施要項に定める放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第22条 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長は、大阪大学において放射線業務従事者の健康診断を実施する。健康診断の結果の写しは、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長が本人に交付しなければならない。

- 2 所長は、放射線業務従事者に対し、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を受けさせなければならない。ただし、学外等で実施されている健康診断の診断書の写し、または他の放射線施設が発行した健康診断を実施した旨記載の従事者証明書、または必要事項が記入された電離放射線障害防止規則様式第1号の2の電離放射線健康診断個人票の提出をもって代えることができる。

- 3 所長は、前2項の放射線業務従事者の健康診断の結果及び医師の意見に応じ、キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとるものとする。

要注意 作業時間の短縮
作業の内容制限
要制限 配置転換
要療養 休養加療

- 4 所長は、本研究所に所属する放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断を受けさせ、必要な保健指導等の適正な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第23条 安全管理に必要な帳簿は、次の各号に掲げるとおりとし、所長は、必要事項を確実に記帳させなければならない。

- (1) R I の受入れ、払出しに関する帳簿
- (2) R I 使用に関する帳簿
- (3) R I 保管に関する帳簿
- (4) R I 廃棄に関する帳簿
- (5) R I 運搬に関する帳簿
- (6) 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿
- (7) 放射線業務従事者の被ばく線量に関する帳簿
- (8) 放射線業務従事者の健康診断に関する帳簿
- (9) 教育訓練に関する帳簿
- (10) 放射線業務従事者の登録簿
- (11) 管理区域立入記録

(12) 施設点検記録

- 2 主任者は帳簿を点検する。
- 3 帳簿は、毎年4月1日に開設し、3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、放射線業務従事者の被ばく線量に関する帳簿及び健康診断結果に関する帳簿は、総合管理システムにおいて永年保存し、その他は、管理室に5年間保存するものとする。

(地震等の災害時の措置)

第24条 次の各号に掲げる地震、火災その他の災害が起こったときは、次の各項に定めるところにより応急の措置をとるとともに、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

- (1) 吹田市において震度5強以上の地震
- (2) 吹田市において風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻による家屋全壊の場合）
- (3) 管理区域において火災又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素若しくはその収納容器に延焼する火災（事業所内運搬中の場合を含む）
- 2 災害の発見者は、直ちにその旨を次の各号に掲げる者のいずれかに通報しなければならない。
 - (1) 所長
 - (2) 主任者等
 - (3) 管理責任者
- 3 災害の発見者は、放射性同位元素等の取扱いに係る緊急対応マニュアル（以下「緊急マニュアル」という。）に従い、必要に応じて措置を講ずるものとする。
- 4 第2項の通報を受けた者は、直ちに相互に連絡し、別表1に定める連絡通報体制に従い、所長は、安全衛生管理部長を通じて総長に、主任者はラジオアイソトープ総合センター長に通報しなければならない。
- 5 所長は、前項の通報を受けたときは、直ちに施設点検記録に従い、放射線施設の点検を行わなければならない。
- 6 前項の点検により異常を認めたときは、主任者は原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。
- 7 主任者は、第1項3号に掲げる災害が起こった場合には、異常がなくとも原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。
- 8 主任者は、第1項3号に掲げる災害が起こった場合には、次の各号に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、所長及び管理責任者に状況を報告しなければならない。
 - (1) 備え付けの消火器を用い消火を試みること。ただし、みだりに水をかけてR Iによる汚染を拡げないように注意すること。
 - (2) R I実験室に延焼のおそれがあるときは、R Iを貯蔵庫に収納し、貯蔵室のすべての扉を閉鎖して避難すること。

(危険時の措置)

第25条 放射線障害の発生するおそれのあるとき又は放射線障害が発生したときは、次の各項に定めるところにより応急の措置をとるとともに、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 発見者は、緊急マニュアルに従い、障害の防止に努めるとともに、直ちにその旨を次の各号に掲げる者のいずれかに通報しなければならない。

(1) 所長

(2) 主任者等

(3) 管理責任者

3 前項の通報を受けた者は、直ちに相互に連絡し、所長は、安全衛生管理部長を通じて総長に、主任者はラジオアイソトープ総合センター長及び、原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

4 所長は、直ちに災害防止の措置を講じるとともに、事業所の汚染が認められる場合は、当該区域への立入禁止措置を執るものとする。

5 主任者は避難警告その他法令及び緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を、所轄の警察署、ラジオアイソトープ総合センター長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

6 所長は、緊急作業が必要な場合は、緊急作業に従事する者を任命し、個人被ばく線量測定のための放射線測定器及び被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。

7 主任者は、緊急事態の通報を受けたとき、次の各号に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、所長及び管理責任者に状況を報告しなければならない。

(1) 緊急作業に従事する者は、主任者等の指示に従うこと。

(2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者があるときには、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。

(3) RIを他の安全な場所に移す余裕があるときは、これを移し、その周囲に縄を張り、標識等を設け、かつ見張人を置き関係者以外の立入を禁止すること。

(4) 汚染が生じた場合又はその恐れがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

8 所長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

(事故時の措置)

第26条 次の各号の1に掲げる事態が発生したときは、別表2に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

(1) RIの盗取又は所在不明が発生した場合

(2) 気体状のRI等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号、以下「施行規則」という。）第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(3) 液体状のRI等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

- (4) R I 等が管理区域外で漏えいしたとき。
 - (5) R I 等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - (ア) 漏えいした液体状のR I 等が、当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - (イ) 気体状のR I 等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - (ウ) 漏えいしたR I 等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
 - (6) 施行規則第14条の7第1項第3号の線量限度を超える、又は超えるおそれがあるとき。
 - (7) R I 等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が取扱等業務従事者にあっては5ミリシーベルト、取扱等業務従事者以外の者にあっては0.5ミリシーベルトを超えるおそれがあるとき。
 - (8) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 2 管理下にないR I が発見されたときは、別表3に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。
- 3 発見者は、直ちにその旨を次の各号に掲げる者のいずれかに通報しなければならない。
- (1) 所長
 - (2) 主任者等
 - (3) 管理責任者
- 4 前項の通報を受けた者は、直ちに相互に連絡しなければならない。
- 5 所長は、緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずる判断をする。
- 6 所長は、緊急作業が必要な場合は、緊急作業に従事する者を任命し、個人被ばく線量測定のための放射線測定器及び被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。
- 7 主任者は、緊急事態の通報を受けたとき、次の各号に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、所長及び管理責任者に状況を報告しなければならない。
- (1) 緊急作業に従事する者は、主任者等の指示に従うこと。
 - (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者があるときには、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。
 - (3) R I を他の安全な場所に移す余裕があるときは、これを移し、その周囲に縄を張り、標識等を設け、かつ見張人を置き関係者以外の立入を禁止すること。
 - (4) 汚染が生じた場合又はその恐れがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。
- 8 所長は、必要に応じて、放射線業務従事者、大阪大学放射線科学基盤機構長（以下、「放射線機構長」という。）及び大阪大学安全衛生管理部長（以下、「安全衛生管理部長」という。）に応急の措置の協力を要請することができる。
- 9 所長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。
- 10 所長は、第1項第1号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の

警察署に通報しなければならない。

- 1 1 所長は、第1項の事故の状況及びそれに対する対処を10日以内に総長及び原子力規制委員会の担当部局に報告しなければならない。

(情報提供)

第27条 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供は、放射線安全委員会が担当し、所長が総括する。

- 2 所長は、前項の事態が発生したときは放射線安全委員会内に問い合わせ窓口を設置し、放射線安全委員会委員等に対応させる。なお、外部への情報発信は、大阪大学ホームページ等を通じて行う。
- 3 所長は、発生した事故の状況、災害、危険事態の大きさ及び被害の程度に応じて情報提供する方法及び内容を放射線安全委員会で協議し、次の各号に掲げる項目を必要に応じて隨時提供する。
- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
 - (2) 汚染の状況等による事業所等外への影響
 - (3) 事故が発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
 - (4) 応急の措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
 - (7) その他の事故に関する情報
- 4 所長は、必要に応じて取扱等業務従事者、放射線機構長及び安全衛生管理部長に協力を要請することができる。

附 則

- 1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 大阪大学蛋白質研究所放射性同位元素実験室放射線障害予防細則（昭和47年6月19日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年10月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

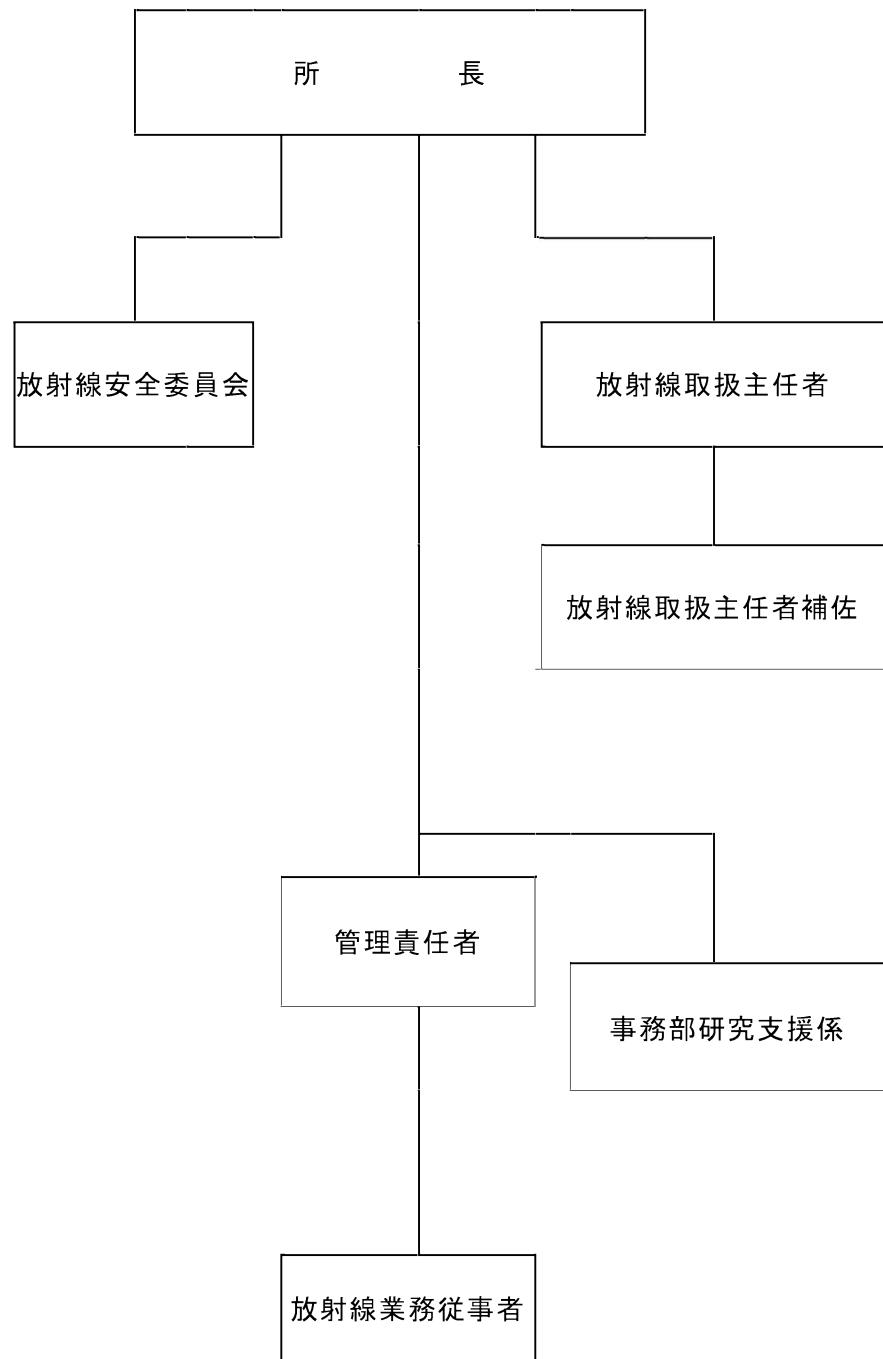
この改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

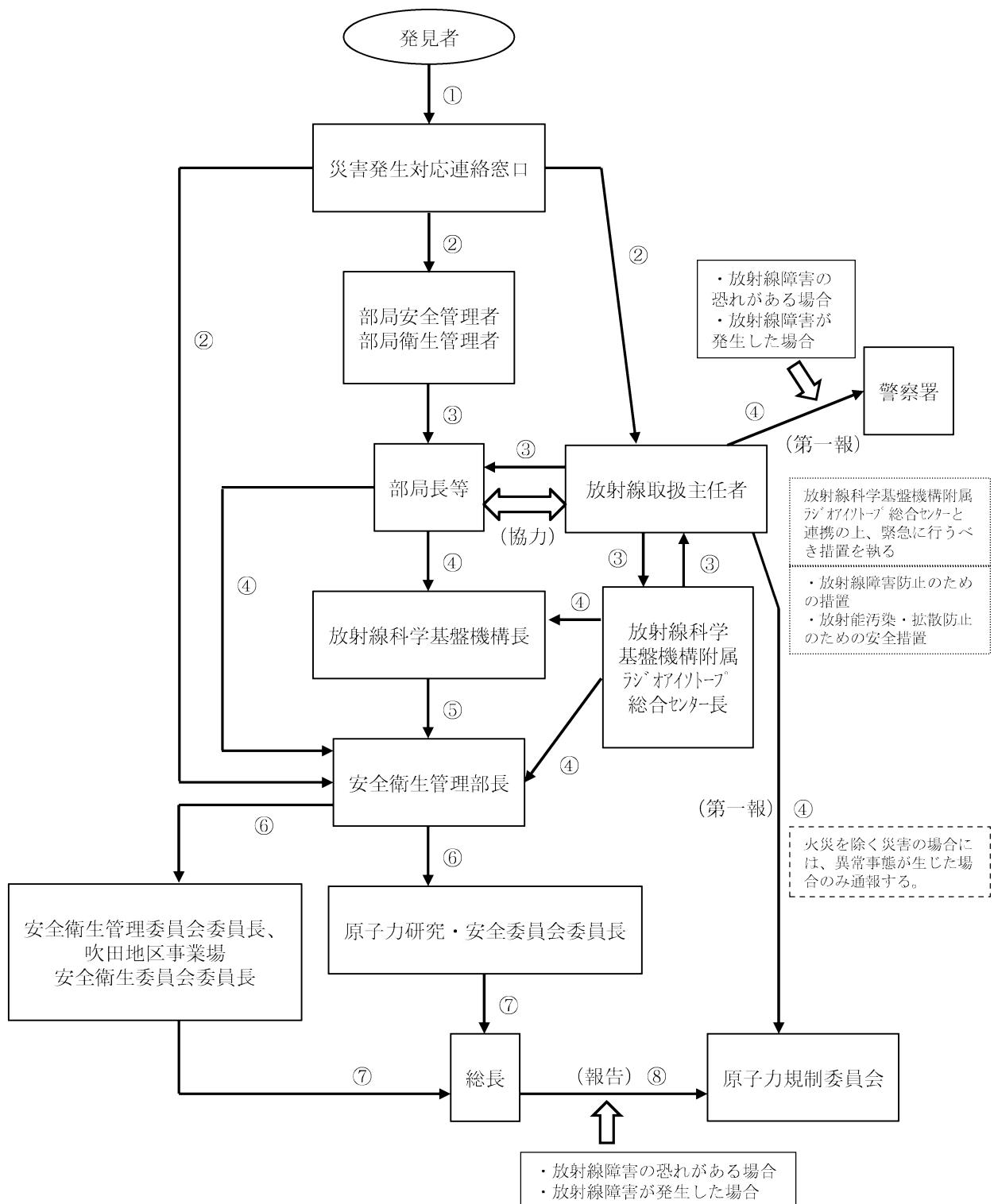
この改正は、令和5年10月1日から施行する。

別 図

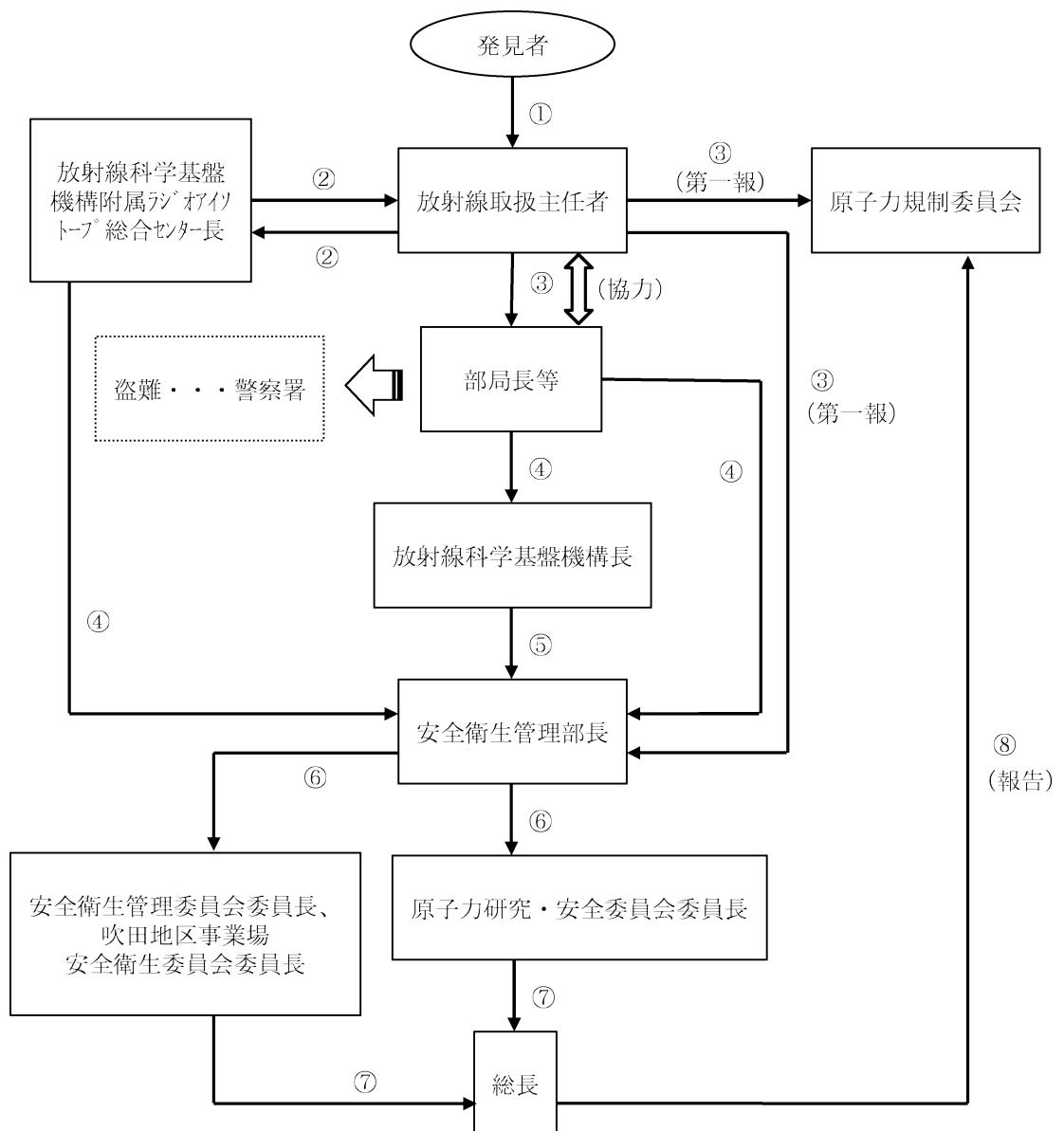
大阪大学蛋白質研究所放射線障害防止に関する組織図



別表1（第24条第2項、第24条第4項及び第25条第1項関係）



別表2（第26条第1項関係）



別表3（第26条第2項関係）

